

記者発表資料  
 平成18年2月2日  
 (担当)  
 ○環境局環境部環境対策課  
 内線:3340 直通:214-8220  
 ○都市整備局公共建築部市営住宅課  
 内線:3760 直通:214-8329  
 ○都市整備局公共建築部営繕課  
 内線:3910 直通:214-8339

市有施設におけるアスベスト使用実態調査の最終結果について

仙台市では、平成17年12月27日に1%を超えるアスベストを含む吹き付け材等を使用していた市有施設について「仙台市公共建築物アスベスト対策方針」を定め、対応策をお知らせしたところです。この度、調査中であった施設を含め、最終的な結果がまとまりましたので報告いたします。

1 市有施設のアスベスト使用実態調査結果について

(1) 一次・二次調査の概要

平成8年度以前に竣工した全施設1,872施設について、目視や設計図書により露出している吹き付け材及び折板裏打ち断熱材の使用状況を調査しました。その結果、415施設についてアスベスト含有の有無の分析調査が必要となりました。

(2) アスベスト含有濃度の分析調査

これらの施設の分析調査を行ったところ、99施設において1%超のアスベスト含有吹き付け材等の使用が確認されました。施設の詳細については、別表1のとおりです。

調査対象施設数	1,872施設
分析調査を行った施設数	415施設
1%を超えるアスベストを含有する吹き付け材等を使用していた施設数(※)	99施設

※ 1%を超えるアスベストを含有する吹き付け材等を使用していた施設のうち、12月27日の記者会見以降、新たにアスベストの使用が確認された施設は、次のとおりです。

- ①下水道施設 鶴ヶ谷北ポンプ場(廃止施設)
- ②市営住宅 8団地, 18施設(棟)

内 訳

吹き付け材の使用箇所	施設(棟)数
エントランスホール	1
各住戸内天井	17

(裏面につづく)

## 2 今後の対策について

アスベストの使用が確認された99施設については、吹き付け材等の種類・状態、施設の利用形態等を総合的に勘案して、「仙台市公共建築物アスベスト対策方針」に基づき対策を講じます。

また、市営住宅については、次のとおり対応策を実施します。

- ① 施設（棟）ごとに抽出した住戸内で浮遊量測定を実施します。
- ② 全住戸内の天井を目視による実態調査を実施します。
- ③ 上記調査の結果を踏まえ、順次、天井を二重に設置する「囲い込み」工法を基本として平成18年度内に全住戸の天井改修を行います。